

## 退職手当の調整額について

## 1. 調整額の概要

退職手当の調整額は、在職期間中の貢献度をより適格に反映して、人材流動化等にも対応できる制度となるようにとの観点から、民間企業のポイント制の考え方を国家公務員の人事管理、人事運用等に合わせた形で取り入れた、いわば「職責ポイント」に相当する制度である。(平成18年4月施行)

## 2. 調整額の算定方法(国家公務員退職手当法第6条の4)

基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分(第1号区分～第11号区分)に応じて定める額(以下「調整月額」という。)のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額を調整額としている。

(職員の区分と調整月額)

区分	対応する職員	調整月額	(年額)	区分	対応する職員	調整月額	(年額)
1	指定職(6号俸以上) これに相当する職員	79,200円	95万円	6	行(一)7級 これに相当する職員	41,700円	50万円
2	指定職(5号俸以下) これに相当する職員	62,500円	75万円	7	行(一)6級 これに相当する職員	33,350円	40万円
3	行(一)10級 これに相当する職員	54,150円	65万円	8	行(一)5級 これに相当する職員	25,000円	30万円
4	行(一)9級 これに相当する職員	50,000円	60万円	9	行(一)4級 これに相当する職員	20,850円	25万円
5	行(一)8級 これに相当する職員	45,850円	55万円	10	行(一)3級 これに相当する職員	16,700円	20万円
				11	その他の職員	0円	

(注1) 勤続4年以下の退職者(自己都合退職者以外)及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。(国家公務員退職手当法第6条の4第4項第2号)

(注2) 一定の特別職幹部職員等の調整額は基本額の6/100となる。

## 3. 調整額の支給制限(国家公務員退職手当法第8条第2項)

調整額は、

- ①退職手当の基本額が零である者(自己都合等の理由により勤続期間6月未満で退職した者)
- ②自己都合退職者で、その勤続期間が9年未満の者
- ③その者の非違により退職した者で、退職した日から3月前までに、その非違行為を原因として懲戒処分(停職、減給、戒告)を受けた者

については支給しない。これは、勤続による公務への貢献が低いこと、または懲戒免職以外の懲戒処分を受け、これを理由に退職した場合等においては、在職期間すべての公務への貢献は否定されないものの、公務への貢献を減ずべきと考えられることから、支給を制限したものである。